

2023年12月4日

「証券総合取引約款・規定集」及び 「未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款」の一部改定について

2023年度税制改正において、NISA制度が抜本的に拡充・恒久化が行われ、2024年1月から新しいNISA制度になるため、下記の約款・規定集について一部改定を行いますのでお知らせいたします。

記

1. 改定する約款・規定集

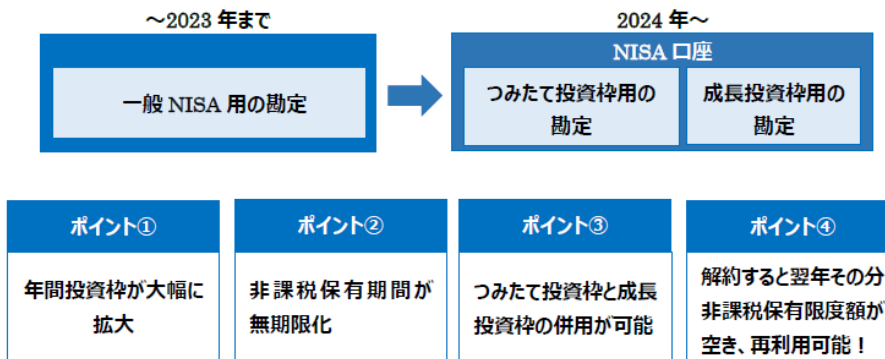
- 「証券総合取引約款・規定集」
- 「未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款」

2. 改定日

2024年1月4日（木）

3. 主な改定内容

- 「証券総合取引約款・規定集」の主な改定内容について



	つみたて投資枠	併用 OK!	成長投資枠
制度実施期間	期間の定めがなく恒久的に利用可能		
非課税保有期間	無期限		
年間投資枠	120万円		240万円
非課税保有限度額	1,800万円（うち、成長投資枠での保有は1,200万円が上限）		
対象商品	長期・積立・分散投資に適した 一定の公募株式投資信託等 （今回新しく商品選定予定）		一定の上場株式、公募株式投資信託等※
購入方法	積立方式		一括投資・積立方式
口座開設対象者	その年の1月1日において18歳以上の居住者等		

※ 高レバレッジ型、信託期間が20年未満および毎月分配型の公募株式投資信託を除く

<年間投資枠のほか、非課税保有限度額が創設>

- ◆ 新しいNISAでは、年間投資枠とは別に非課税保有限度額（NISA口座で保有できる上限額）が創設され、その額は1,800万円（成長投資枠ではその内1,200万円）とされています。
- ◆ 非課税保有限度額は「簿価（投資信託の取得価額）残高方式」で管理されます。
- ◆ 新しいNISAを利用して保有する公募株式投資信託を換金等した場合、翌年以降、年間投資枠の範囲内で換金した投資信託の簿価分の枠を再利用できます。

非課税保有限度額 1,800万円

つみたて投資枠

成長投資枠
(1,200万円利用可能)

(2) 「未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款」の主な改定内容について

(継続管理勘定等への移管) <追記>

第11条 非課税管理勘定が設けられている未成年者口座において、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられる場合には、同日に当該非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等を当該非課税管理勘定から当該継続管理勘定に移管いたします。

前項の場合において、お客様が、施行令第25条の13の8第12項第3号に規定する書面を5年経過日の属する年の当行所定の日までに提出した場合には、継続管理勘定への移管は行わず、特定口座又は一般口座に移管いたします。

(非課税口座のみなし開設) <変更>

第27条 2024年以後の各年(その年1月1日においてお客様が18歳である年に限ります。)の1月1日においてお客様が当行に未成年者口座を開設している場合(出国等により、居住者又は恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。)には、当該未成年者口座が開設されている当行の営業所において、同日に法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。

前項の場合には、お客様がその年1月1日において18歳である年の同日において、当行に対して非課税口座開設届出書(法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。)が提出されたものとみなし、かつ、同日において当行とお客様との間で特定非課税累積投資契約(同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約をいいます。)が締結されたものとみなします。

4. 「証券総合取引約款・規定集」及び「未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款」の掲載場所

当行ホームページ ⇒ 個人のお客さま ⇒ 規定一覧 ⇒ 証券総合取引約款・規定集

未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款

以上

【本件に関するお問合せ先】
事務統括部 金融商品管理グループ
Tel.099-226-4455
受付時間 平日 9:00~17:00